

# 保安規程

## 第1章 総則

〔目的〕

第1条 アークグリーン身延太陽光発電所（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

〔効力〕

第2条 当事業場の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守する。

〔細則の制定〕

第3条 この規程を実施するため、必要を認められる場合には、別に細則を制定する。

〔規程等の改正〕

第4条 この規程又は前条に定めた細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定する。

## 第2章 保安業務の運営体制

〔保安業務の監督〕

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、                    代表取締役（以下「総括管理者」という。）が統括管理し、電気主任技術者を別図第1のように配置して、その監督にあたらせる。

第6条 電気主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行う。

- (イ) 電気工作物にかかる従業者に対する保安教育に関すること。
- (ロ) 電気工作物の工事に関すること。
- (ハ) 電気工作物の保守に関すること。
- (ニ) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (ホ) 災害対策に関すること。
- (ヘ) 保安業務の記録に関すること。
- (ト) 保安用機材及び書類の整備に関すること。

2 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行う。

第7条 電気主任技術者が、常時勤務しない勤務形態の場合、その執務は、次の各号に定めるところにより行う。また、電気主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については、電気室その

他見やすい箇所に掲示しておく。

- 一 出勤する回数は電工作物の設置、改造等の工事の場合には必ず出勤し立ち会うこととするが、やむを得ない場合には1週につき1回以上、その他の場合にあっては月1回以上とする。
- 二 勤務する時間は1回につき 4 時間以上とする。

〔設置者の義務〕

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、電気主任技術者の意見を求める。

- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重する。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合は、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定する。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせる。

〔従業者の義務〕

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

〔電気主任技術者不在時の措置〕

第10条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておく。

- 2 代務者は、電気主任技術者の不在時には電気主任技術者に指示された職務を誠実にを行う。

〔電気主任技術者の解任〕

第11条 電気主任技術者は次の各号の1に該当する場合には、解任することができる。

- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不相当と認められたとき。
  - 二 電気主任技術者が法令又はこの規程に定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不相当と認められたとき。
  - 三 電気主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。
- 2 前項に該当する場合、又は電気主任技術者が昇進、転任若しくは退職等の場合のほか、その意に反して解任されない。

## 第3章 保安教育

〔保安教育〕

第12条 総括管理者は、電気主任技術者の意見を聞き、保安に係る従業者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を年1回以上行う。

〔保安に関する訓練〕

第13条 総括管理者は、電気工作物の保安に係る従業者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について年1回以上実地訓練を行う。

## 第4章 工事の計画及び実施

### 〔工事計画〕

第14条 総括管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求める。

2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保守工事」という。）計画を立案し、総括管理者に承認を求める。

### 〔工事の実施〕

第15条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工する。

2 当事業場の電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、電気主任技術者の監督のもとに常に責任の所在を明確にするとともに、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取る。

## 第5章 保守

### 〔法定事業者検査の実施〕

第16条 法令で事業者検査が定められている電気工作物については、検査毎に電気主任技術者の指導・監督のもと必要な責任者を定め、法令に従い事業者検査を行う。

### 〔巡視、点検、測定〕

第17条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準に従い、電気主任技術者において、総括管理者の承認を得て計画的に実施し、その結果について総括管理者まで報告する。

第18条 総括管理者は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持する。

### 〔事故の再発防止〕

第19条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないように措置する。

## 第6章 運転又は操作

### 〔運転又は操作等〕

第20条 電気主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の

操作順序及び方法等について定める。

- 2 電気主任技術者若しくは代務者又は従業者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け、適切な応急処置をとる。
- 3 前項の連絡又は報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておく。
- 4 受電用遮断器の操作にあたっては、電気事業者の事業所に必要に応じて連絡する。

## 第7章 長期間の保管

[発電設備の長期間の保管]

第21条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、次の措置等必要な対策を講じる。

- 一 休止設備と運転設備の区分を明確にし、事故防止等に必要な対策を講じる。
- 二 主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じる。

[発電設備の運転の開始]

第22条 発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い、保安の確保に万全を期する。

## 第8章 災害対策

[防災体制]

第23条 非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておく。

第24条 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 電気主任技術者は、災害時の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

第25条 災害時等において、東京電力(株)と連絡がとれない場合においては、連絡がとれるまでの間、発電設備の運転を停止する。

## 第9章 記録

[記 録]

第26条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次に定めるところにより記録し、法令上又は保安上必要な期間保存しなければならない。

- (1) 自主検査記録
- (2) 巡視、点検、試験及び測定記録

- (3)電気事故記録
- (4) 修工事報告書（記録）
- (5) 主要電気機器の設備台帳
- (6) 保安・防災教育記録

## 第 1 0 章 責任の分界

### 〔責任の分界〕

第27条 東京電力(株) の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は電力需給契約書のとおりとする。

### 〔需要設備の構内〕

第28条 需要設備の構内は別図第 2 のとおりとする。

### 〔発電設備と需要設備等との設備区分〕

第29条 発電設備と需要設備等との設備区分は送電関係一覧図及び単線結線図等により、それらの区分を明確にしておく。

## 第 1 1 章 整備その他

### 〔危険の表示〕

第30条 電気室 その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起するような表示を設ける。

### 〔測定器具類の整備〕

第31条 電気工作物の保安上必要とする測定器具は、これを適正に保管する。

### 〔設計図書類の整備〕

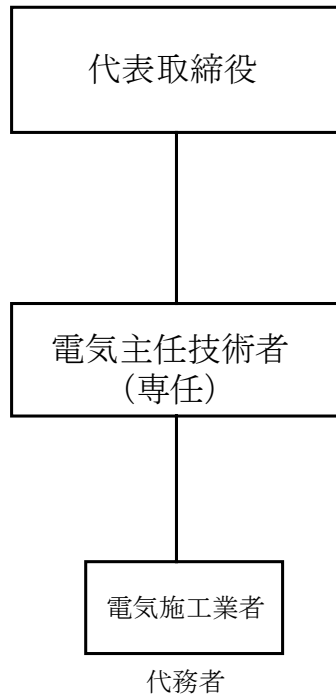
第32条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等については、必要な期間整備保管する。

### 〔手続き書類の整備〕

第33条 関係官庁及び電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、必要な期間その写しを保存する。

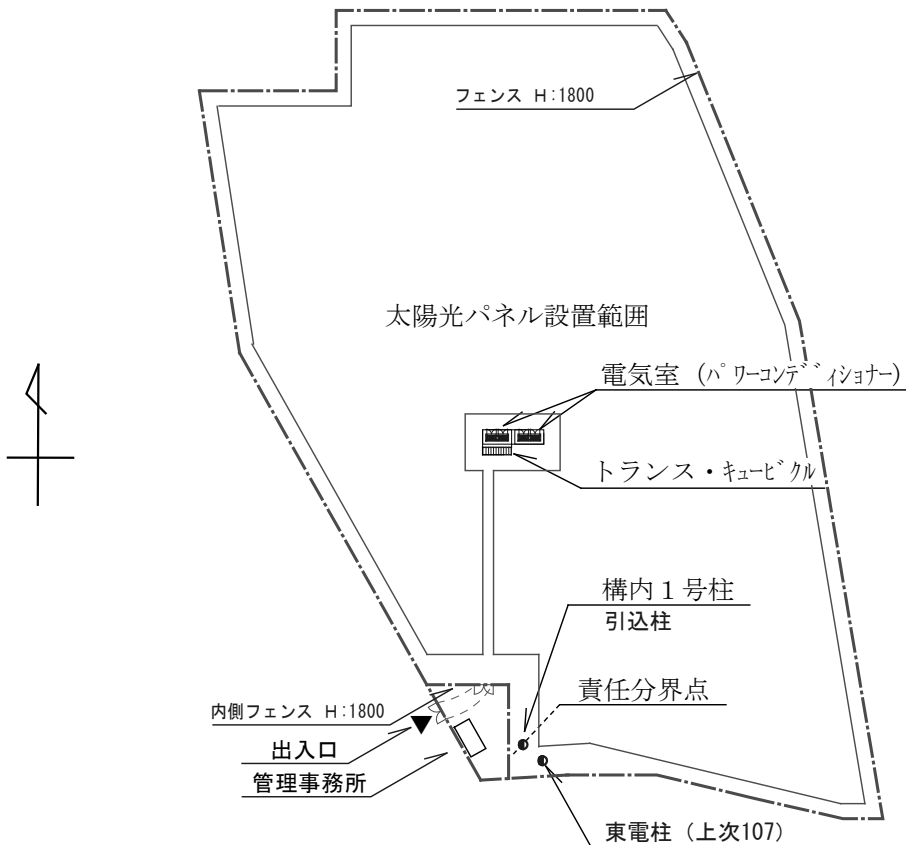
別図第1

### 保安に関する組織図



別図第2

### 使用区域図



別表1 巡視点検測定並びに手入基準

対象	点検種別	外部点検			定期点検			精密点検			測定		
		No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目
受電	断路器	1	毎月	受と刃物の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	汚損、異物付着	2	1年	損傷、亀裂				2	1年	接地抵抗測定
変電	遮断器開閉器類	3	毎月	その他必要事項	3	1年	操作装置の機能				3	1年	その他必要事項
		1	毎月	外観点検、汚損、ガス・空気・油漏れ、亀裂、過熱、発錆、損傷、異常音、各種圧力	1	1年	停止して外部の損傷腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ、操作具合、機構付属装置の状態	1	2年	停止して内部について接触子の荒れ具合ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	指示、点灯、異臭	2	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	2	数に	操作機構及び付属装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	接地線接続部	3	遮断回数	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
					4	1年	制御回路の機能	4	1年	その他必要事項	4	1年	絶縁油試験
					5	1年	その他必要事項				5	5年	遮断器動作特性
					6	1年	その他必要事項				6	1年	真空バルブの劣化測定
設備	母線	1	毎月	必要により特定部位のものについて行う。(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜すい)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱	1	3年	必要により特定対象を定めて行う。(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜すい)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	その他必要事項	2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ	2	1年	その他必要事項	2	1年	その他必要事項
					3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ						
					4	1年	その他必要事項						
備	受電用変圧器	1	毎月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度、各種圧力	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量	1	5年	停止して内部について点検	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	付属装置の点検動作状態、取付状態	2	1年	付属装置各部の点検(機能及び状態)	2	10年	(コイル接続部、リード線、鉄心、その他各部)	2	1年	接地抵抗測定
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	油の汚れ、必要により特性調査	3	5年	付属装置及び機器の内部点検	3	3年	絶縁油試験
					4	1年	接地線接続部				4	1年	保護継電器の動作特性試験
					5	1年	その他必要事項				5	1年	絶縁油レベル測定
											6	1年	ガス圧測定
											7	1年	その他必要事項
計器	計器用変成器	1	毎月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油漏れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油漏れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について、停止して内部の点検	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	3年	絶縁油試験
											4	1年	その他必要事項
避雷	避雷器	1	毎月	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	その他必要事項				3	1年	その他必要事項



対象	点検種別	外部点検			定期点検			精密点検			測定																			
		No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目																	
負荷設備	電動機 その他 回転機	1	毎日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する。	1	3月	音響、振動、温度	1	3年	必要により特定対象を定めて行う。温度上昇等を考慮し内部	1	1年	絶縁抵抗測定																	
		2	毎月	その他必要事項	2	1年	損傷、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常など	2	3年	軸受、通風、付属装置などの手入れ	2	1年	接地抵抗測定																	
					3	1年	制御装置点検				3	1年	その他必要事項																	
					4	1年	接地線接続部																							
					5	1年	その他必要事項																							
電熱乾燥装置	1	毎日	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する。	1	1年	停止して各部の変形、損傷、ゆるみ、可燃物との離隔状況	1	3年	必要により特定対象を定めて行う。(点検箇所、部位は定期	1	1年	絶縁抵抗測定																		
	2	毎月	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2	1年	その他必要事項	2	1年	巡視点検に準じて内部点検を行う)	2	1年	接地抵抗測定																		
										3	1年	その他必要事項																		
照明装置	1	毎日	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気過熱などに注意する。	1	1年	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定																		
配線及び配線器具	1	毎月	開閉器の点検(湿気、じんあい等に注意)							1	2年	許容電流と負荷電流の確認	1	1年	絶縁抵抗測定															
										2	毎月	器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、加熱							2	1年	その他必要事項	2	1年	接地抵抗測定						
																			3	毎月	配線移動電線の施設状態、他の工作物との離隔距離							3	1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験
																												4	1年	その他必要事項